

議案第49号

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年多可町条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年5月21日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成 17 年
多可町条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 10 令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日までの間における町長、副町
長及び教育長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、別表に定める額か
ら 100 分の 10 に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>附 則 1-9 (略)</p>	<p>附 則 1-9 (略)</p> <p>10 <u>令和2年6月1日から令和2年11月30日までの間における町長、副町長及び教育長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に定める額から100分の10に相当する額を減じた額とする。</u></p>